
平成23年第6回大和町議会臨時会会議録

平成23年11月24日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
7番	秋 山 富 雄 君	17番	大 崎 勝 治 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	18番	大 須 賀 啓 君
9番	馬 場 久 雄 君		

欠席議員（1名）

11番	鶉 橋 浩 之 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産業振興課 企業誘致対策官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度大和町一般会計補正予算)」

日程第4「議案第62号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

日程第5「議案第63号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例」

日程第6「議案第64号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務

条件に関する条例の一部を改正する条例」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第6回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番堀籠英雄君及び6番高平聡雄君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第6回大和町議会臨時会開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年第6回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、町内進出企業の動向等についてご報告を申し上げます。

トヨタ自動車東北株式会社でございますが、待望のエンジン工場の工事安全祈願祭が今月の18日に行われました。今後は、12月下旬に工事着工、来年8月までに生産体制をととのえて試作や品質の確認作業に入り、来年末には本格稼働と初出荷が予定されておるところでございます。

トヨタのエンジン工場は東北地方では初めてとなり、国内では愛知、福岡両県内に続き5カ所目となります。工場棟は、一部2階、延べ床面積約

8,700平方メートルで、投資額は約20億円が見込まれておるところでございます。

また、大和インター周辺土地区画整理地区地内で社屋建築中でありました株式会社スズケンの宮城物流センターの稼働式が11月21日に挙行されております。この物流センターは将来的に全国9カ所で展開する物流センターの一角を担うもので、医薬品等の東北一円への配送物流拠点となるものでございまして、稼働によりインター周辺の物流活性化が大いに期待されるものでございます。

さらに、新たに第一仙台北部中核工業団地内には、スズキ自動車株式会社が4.1ヘクタールの用地を取得し、その利用用途の正式発表はまだございませんが、今後一層の自動車産業集積につながるものと期待しておるところでございます。

それでは、本日提出しております議案等につきまして、概要をご説明申し上げます。

承認第6号につきましては、さきの全員協議会におきましてあらかじめご説明申し上げておりました、台風15号によります災害復旧事業の調査設計費等について専決いたしましたので、一般会計補正予算の承認をお願いするものでございます。

議案第62号は、国の人事院勧告に基づき、町の職員の給与条例を改正するものでございます。

議案第63号及び議案第64号は、町長、副町長及び教育長の給与につきましても職員に準じた改正を行おうとするものでございます。

以上が、本日提出しております議案等の概要でございますが、何とぞ慎重なご審議をいただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度大和町一般会計補正予算)」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の1ページをお願いしたいと思います。あわせてまして、専決第2号ということで別冊の資料もございますので、そちらにつきましてもあわせてご準備をお願いできればと思います。

今回の専決につきましては、過般開催されました10月5日開催の全員協議会におきましてご説明させていただいておりますけれども、台風15号によります早急な復旧に係る調査費等につきまして処置いたしましたものでございます。

1ページにつきましては専決の承認をお願いするに当たりまして案文の記載でございます。2ページをお願いいたします。

平成23年度大和町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ875万3,000円を追加いたしまして、予算額を98億8,444万1,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、20款繰越金875万3,000円でございます。歳出見合いの平成22年度からの繰越金を措置いたしましたものでございます。歳入につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

3ページをお開きいただきまして、歳出でございますけれども、今回の台風15号によります被害状況につきましては、10月5日の全員協議会でご

報告をさせていただいておりますけれども、その後、調査におきまして若干ふえている部分もございますので、改めまして被害件数について報告をさせていただきたいと思っております。

道路の被害につきましては、全体で31件ございまして、うち2件が国災の対象となっております。そのほとんどの被害が道路の法面の崩落、それから法面洗掘となっております。河川の被害でございますが、25件、5河川でございますが、うち4件が国災対象となっております。そのほとんどが法崩れという状況でございます。

10款1項1目の道路橋りょう災害復旧費でございますが、7節賃金につきましては、崩落した土砂の撤去、あるいは土のうでの崩落防止、あるいは洗掘された路面の補修に要するものでございます。

13節委託料につきましては、国災申請箇所で6カ所ございますが、これの測量設計業務でございます。

16節の原材料につきましては、道路補修資材の購入に要するものでございます。

2目の河川災害復旧費の7節賃金でございますけれども、これも崩落した土砂の撤去等に要するものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

同じく10款災害復旧費3項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費の13節委託料につきましては、台風15号に係る国災の調査測量設計に係るものでございます。内容としましては、ため池1件、揚水機1件、農道2件の合計4件でございます。国災につきましては測量調査ということでございまして、その後、図書・設計図を作成というような段取りに移る準備をしているところでございます。

参考までに、小災害につきましては、現在76件ございまして、田んぼが32件、水路30件が主なものとなっております。田と水路で80%、8割を超

えております。地区につきましては、宮床地区が14件の18%、吉田地区が8件の11%、鶴巣地区が44件の58%、落合地区10件、13%となっております。現在、停止とありました小災害復旧事業適用申請の取りまとめ中でございます。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑入ります。質疑ありませんか。ございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第62号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第62号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

それでは、議案書4ページをお開きをお願いいたします。

大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

別紙議案第62号から64号関係の説明資料もあわせてお願いをいたします。

第1条大和町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正をお願いをするものでございます。

別紙の説明資料の方をごらんをいただきたいと思います。お願いいたします。

説明資料の1ページでございます。

人事院勧告に係る給与条例等の改正概要というふうにしてございます。人事院勧告の内容でございますが、民間給与との格差に基づく給与改定を毎年行ってございます。人事院では民間給与の実態調査、これは50人以上の事業所を対象といたしまして、全国で1万500カ所の抽出を行っております。これを実施をいたしまして、人事院の勧告資料としてございます。ことは東日本大震災の影響で実施が2カ月おくれておりまして、また被災の大きい岩手、宮城、福島の事業所が除かれて実施をされてございます。

月例給与につきましては、公務員と民間企業の給与を比較した結果、公務員が民間企業を上回ったため、月額で899円、0.23%でございますが、俸給表を引き下げることとなりました。引き下げ改定の内容については、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いて行ってございます。特別給、ボーナスについては民間支給月数が3.987月となっております。公務員の3.95月を上回っておりまして、岩手、宮城、福島の事業所の調査は、これは実施をしておらないので改定は見送りをするという事になってございます。

それで、本年度の人事院勧告の内容でございますが、まず一般職でございますが、改定が4点ほどございます。①番が俸給表の月額引き下げということで、最大0.5%、中高年齢層の限定引き下げということになってございます。

それから②番目といたしまして、給与構造改革の経過措置によりまして、平成18年3月の給料と、それから本俸の月額の差額が支給されておりますが、平成22年度に改定が行われまして、その差額については100分の99.59を乗じて支給をされるということで現在に至っております。この差額につきまして、今回100分の99.1を乗じた額を支給をするという内容での勧告でございます。

実施の時期でございますが、公布の日の属する月の翌日の初日ということで平成23年12月1日がこれに当たります。本年は引き下げ改定のため、公務と、それから民間の年間給与の均衡が図られるように調整措置を講じておりまして、この調整措置を講じたことによりまして遡及することなく実施をするという考えになってございます。

12月の期末手当で4月から実施の属する月の前月、4月から11月までの8カ月分の月例給と6月の特別給に係る格差相当分を減額調整をするものがございます。率については、全体で0.37%というふうになってございます。

それから③といたしまして、給与構造改革、平成18年度による経過措置の廃止等についての勧告がございました。給与構造改革によりまして本俸額、平成18年の4月分と、支給額平成18年3月分に差額がある場合について、支給されておりました経過措置について、平成24年度は2分の1の減額、これは上限が1万円でございます、減額をして支給をするということになっております。また、25年度以降は廃止という形に勧告がされております。

それから④番目、平成24年4月1日、それから平成25年4月1日における号俸の調整という内容が来ております。これは、若年・中堅層を中心に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復するという目的でございます。平成24年4月1日においては、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上40歳未満の職員については最大1号俸、平成25年4月1日においては、人事院規則で定めた年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整をするものでございます。

③番と④番につきましてはまだ詳細な要綱等が示されておられないので、平成24年4月1日の実施ということでございますので、平成24年3月の議会に上程をさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして2ページでございますが、大和町における給与改定でございまして、一般職については人事院勧告どおり実施するという方針としてございます。1番目の俸給表の月額引き下げ、最大0.5%で中高年齢層の限定引き下げということでございます。

それから2番目といたしまして、給与構造改革の経過措置によりまして18

年3月との本俸との差額が支給されている職員については100分の99.1を乗じた額を支給するということになっております。

実施時期でございますが、公布の属する月の翌日の初日ということで、平成23年12月1日というふうを考えております。

本年は引き下げ改定のため、公務と民間の年間給与の均衡が図られるよう調整措置を講じて遡及することなく実施をするという考えでございます。12月の期末手当で4月から11月分の8カ月分の月例給と、それから6月の特別給に係る格差を減額で調整を図るものでございます。

それから、③番目の給与構造改革と④番目の号俸調整につきましては、まだ具体的な改定要綱が定まっておられませんので、平成24年3月議会でご審議をお願いをしたいというふう考えております。

それでは、議案書の方にお戻りをお願いをいたしたいと思っております。

4ページでございます。

別表第1を次のように改めるものでございます。別表1、第4条関係ということで行政職給料表を掲げてございます。

お開きをいただきまして7ページ目でございます。

第2条、大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正をするものでございます。

附則第7条第1項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改めるものでございます。先ほどの説明のとおり、減給補償分についての支給率を改定をするという考えになってございます。

附則といたしまして施行期日でございます。第1条 この条例は、平成23年12月1日から施行するものでございます。

第2条といたしまして、給与表の改定の特例措置でございます。平成23年12月に支給する期末手当の額は改正後の大和町職員の給与に関する条例第22条第2項から、すみません、3行飛びまして、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすると。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給はしないという内容でございます。この第2条については、給与表の改定に係るものでございます。

第1号でございます。平成23年4月1日、2行飛びまして、以外の者または職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ

れ次の表の給料表の欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから、これらの職員以外の職員、8ページに飛びまして、の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額ということでございます。

表に記載をしておりますのが行政職給料表第1級から第6級までということで、それぞれ1号からの各号俸が記載をしております。

あわせて、説明資料の3ページをごらんをいただきたいと思いません。

この3ページに新旧対照表といたしまして、改定をするそれぞれの号俸を記載をしております、4ページ以降に号俸の欄のところにアンダーラインを引いております。このアンダーラインを引いたところが今回の改定をしようとするものでございまして、以下、7ページまでそれぞれ改定の額を記載をさせていただいております。

議案書の方、8ページにお戻りをいただきたいと思いません。

第2号、平成23年6月1日において、減額改定対象職員であった者に同月支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額ということでございます。

第1号につきましては給料について、第2号については6月のボーナス分についてという内容での定めでございます。

規則への委任でございます。第3条前条に定めるもののほか、この条例に施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑入ります。質疑ありませんか。ございませんか。1番藤巻博史君。

1番 (藤巻博史君)

今の説明の中で、概算40歳以上の方ということで、大和町、構成はよくわからないんですけども、大体でもよろしいんですけども、何人ぐらいの方で、また月額トータルでどのぐらいになるというのがわかればお願

いたします。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

給与の実態調査というのを毎年公表してございます。ことし広報たいわは10月号に掲載をさせていただいております、それぞれ前年度の給与統計の状況を整理をいたしましたしてご報告をしております。その中にそれぞれの職責、あるいは職種に係る人数、それから職員の給与の状況等について記載をさせていただいておりますが、年齢給が40歳以上というふうになります対象人員でございますが、今回この経過措置対象者になるということで49名が現在対象になってございます。この経過措置の平均給与額は算出はされておらないんですが、全職員の平均給与は29万9,867円、これが改定後に29万9,177円ということで、月額にして690円ほどの減額というふうになります。

なお、トータルの予算でございますが、見込みといたしましては52万8,000円ほどの減額措置という見通しを立ててございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番藤巻博史君。

1番（藤巻博史君）

今、ご説明いただきましたけれども、40歳以上の方で0.5%でしたか、給与の引き下げということで、人事院勧告をもとにしてということでございますので、それでも町の条例ということでございますのでここに上がってきたということだと思います。それで、民間との格差ということをご説明いただいたわけですが、ご存じのように、一昨年のリーマンシ

ヨック以来の大不況というんですか、それに今年度言えば大震災という中で、なかなか民間の活力、そういったものが上がらないという中での今回の改定ということで、やはり、何度も申しますけれども、公務員の給与というのは、民間を逆に引っ張る立場にあるのではないかと。あるいはまた、個々の方々にとっても全職員で平均で600幾ら、40歳の方に限定すれば、先ほど一覧表で出ていて、個々の方についてはそういう減額ということで、やはり大きな生活設計、そういったものにもかかわるということで、やはりこれは減額という改定については見送るべきではないかということでの反対討論を申し上げます。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第63号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第63号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

議案書9ページをお願いいたします。

大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。あわせて、議案説明資料9ページをお願いいたします。

大和町特別職のうち、町長、副町長の給与月額を改正するものでございます。現在、給与月額については、町長が76万5,000円、副町長が60万6,000円となっておりますが、これを、町長が76万1,200円、副町長につきましては60万3,000円ということでございまして、それぞれ5,800円の減額と5,000円の減額に改めるものでございます。

町長、副町長の給与月額につきましては、一般職の管理職等の引き下げを踏まえた率0.5%でございますが、これに準じて行うものでございます。

なお、特別職の給与については、人事院勧告には含まれておらないものでございます。

議案書にお戻りをお願いいたします。

大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表を次のように改めるということで、別表第2条関係、町長給与月額が76万1,200円、副町長が60万3,000円でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年12月1日から施行するものでございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決すること

に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第64号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第64号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

議案書10ページをお願いいたします。

大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。あわせて、議案説明資料の10ページをお願いいたします。

教育長の給料につきましては、月額51万7,000円となっておりますものを月額51万4,500円に改定をするものでございます。改定額の幅につきましてはマイナス2,500円となっております、これにつきましては、一般職の管理職等の引き下げ率を踏まえた率マイナス0.5%に準じて行うものでございます。

それでは、議案書の方にお戻りをお願いいたします。

大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第2項中51万7,000円を51万4,500円に改めるものでございます。

附則としたしまして、この条例は、平成23年12月1日から施行するものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑入ります。質疑ありませんか。14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

ただいま説明がございました議案63号は、給与及び旅費に関する、64号教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部、これだと給料の人事院勧告に従ったパーセントの明示で、この勤務時間その他の勤務条件、これはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

教育長の月額給与につきましては。一般職の給与と同じ給与表を適用するというので、改めて別の条例というふうにさせていただいておるところでございます。

勤務時間、その他の勤務条件に関するものの内容ということでございますが、これにつきましては、条例で定めているとおり、教育長の旅費の種類及び支給等については職員の例によるというふうになってございます。また、勤務時間その他の勤務条件につきましても職員の例によるということで、職員と同じような条件というふうに条例で定めております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第6回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時38分 閉 会